

○福岡県警察自動車運転技能検定規程（概要）

（昭和51年福岡県警察本部訓令第7号）

この訓令は、福岡県警察において管理する車両の運転に従事する警察職員の自動車運転技能検定の実施に関する事項について、必要な事項を定め、運転技能向上と交通事故防止を図ることを目的とするものである。

主な内容として、

- 福岡県警察において管理する車両の定義
- 福岡県警察自動車運転技能検定委員会の設置
- 自動車運転技能検定の種別及び効果
- 自動車運転技能検定の合格基準及び決定

などの項目からなっている。